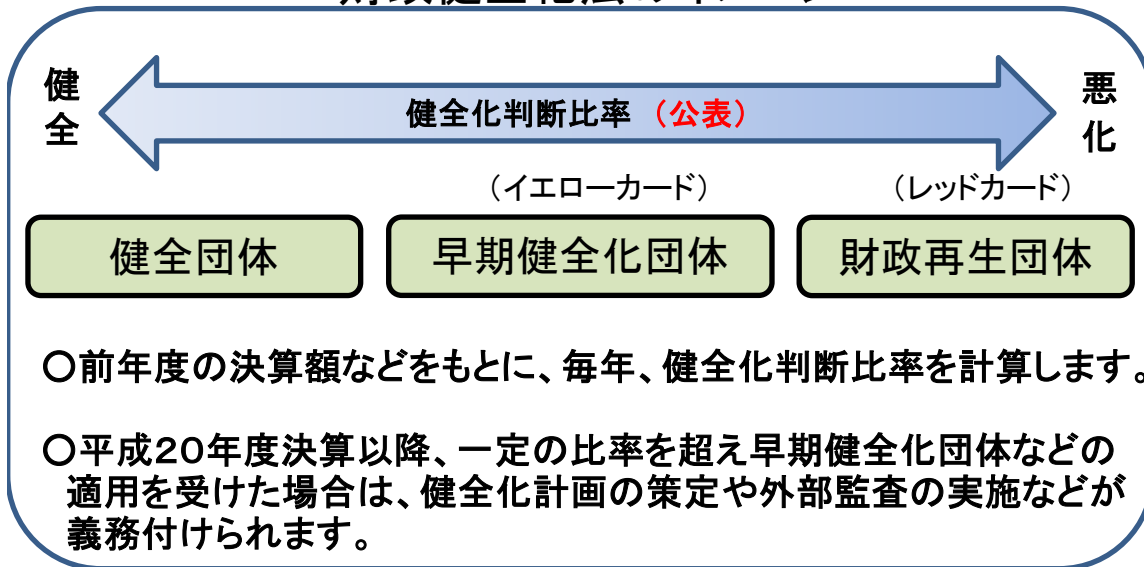


平成27年度決算に基づく 健全化判断比率・資金不足比率

■財政健全化法による比率の公表

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が、平成21年4月に全面施行されました。この法律では、地方公共団体の財政の健全度を示す4つの比率(健全化判断比率)と水道事業などの公営企業の経営状況を判断するための比率(資金不足比率)が定められ、この比率を議会に報告し、市民のみなさんに公表することとされています。

財政健全化法のイメージ



■算定結果

平成27年度決算見込額などをもとに、健全化判断比率と資金不足比率を算定した結果、下表のとおりすべての比率において早期健全化基準を下回りました。

(単位: %)

区分	守口市の比率		H27早期健全化基準(上段)
	平成27年度	平成26年度	H27財政再生基準(下段)
健全化判断比率	実質赤字比率	—	11.76
	連結実質赤字比率	—	20.00
	実質公債費比率	7.1	16.76
	将来負担比率	72.6	30.00
			25.0
			35.0
			350.0

※実質赤字額、連結実質赤字額が発生していないため、比率は「—」と表示しています。

※将来負担比率の財政再生基準はありません。

(単位: %)

区分	守口市の比率		経営健全化基準
	平成27年度	平成26年度	
資金不足比率	水道事業	—	20.0
	公共下水道事業	—	

※資金不足額が発生していないため、比率は「—」と表示しています。

○実質赤字比率

一般会計において約19億1千万円の実質黒字が見込まれるため該当しません。

○連結実質赤字比率

全会計を連結した際に約54億9千万円の実質黒字が見込まれるため該当しません。

○実質公債費比率

3か年の平均値であるため、3年間の推移として、借入金(地方債)の返済額(公債費)が減少していることなどから、前年度に比べ0.5ポイント改善しました。

○将来負担比率

充当可能基金が増加したことなどにより、前年度に比べ4.1ポイント改善しました。

○資金不足比率

水道事業、下水道事業ともに、資金不足が生じないと見込まれるため該当しません。

用語解説

実質赤字比率	福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。
連結実質赤字比率	一般会計に特別会計である国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、水道事業及び下水道事業を加えた「地方公共団体の全会計」を連結した際に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。
実質公債費比率	一般会計の地方債・一時借入金の公債費(元利償還金)や、一般会計から公営企業に対する繰出金のうち下水道事業債などの公債費に当たるもの(準元利償還金)などを含めた、地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。当該年度を含めた3か年の平均値。
将来負担比率	一般会計が将来的に負担すべき、または負担する可能性のある地方債(借入金)、職員全員が年度末に退職したと仮定した場合の退職手当負担見込額などの現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。
資金不足比率	一般会計などの実質赤字にあたるもので、水道事業や下水道事業などの公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率。

※標準財政規模:その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる地方税、地方譲与税、地方交付税などの一般財源の規模を示す指標。本市の平成27年度標準財政規模は約310億9千万円